

## 相模原市飲用井戸等衛生管理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、飲用井戸及び自家用受水槽水道（以下、「飲用井戸等」という。）の設置者等が行う自主管理基準について定めることにより、飲用井戸等の衛生を確保することを目的とする。

### (対象施設等)

第2条 この要綱において対象とする施設は、飲用井戸等であって、次に掲げる法令の適用を受けるものを除くものとする。

- (1) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)
- (2) 水道法(昭和32年法律第177号)
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)
- (4) 相模原市食品衛生法施行条例(平成11年相模原市条例第41号)
- (5) 相模原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(平成11年相模原市条例第42号)
- (6) 相模原市食品衛生法施行規則(平成12年相模原市規則第67号)

### (定義)

第3条 この要綱において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「飲用水」とは、飲み水として利用するほか、炊事用、洗面用水その他人の口に入る水をいう。
- (2) 「飲用井戸」とは、個人用飲用井戸及び業務用飲用井戸をいう。
- (3) 「個人用飲用井戸」とは、専ら一戸の住宅に居住する者に対して、井戸、導管、その他の工作物により地下水、表流水又は湧水(以下「地下水等」という。)を水源とする飲用水を給水する施設をいう。
- (4) 「業務用飲用井戸」とは、学校、病院、官公庁、店舗、工場その他の事業所等に対して、井戸、導管、その他の工作物により地下水等を水源とする飲用水を給水する施設をいう。
- (5) 「自家用受水槽水道」とは、水道事業の用に供する水道又は専用水道から供給を受ける水のみを水源とし、専ら一戸の住宅に供給する受水槽を有する給水施設をいう。
- (6) 「設置者等」とは、飲用井戸又は自家用受水槽水道の所有権を有する者又は維持管理の責任を有する者をいう。

### (飲用井戸の自主管理基準等)

第4条 市長は、飲用井戸の設置者等に対し、次の各号に掲げる事項について指導するものとする。

- (1) 別表に掲げる飲用井戸自主管理基準(以下「自主管理基準」という。)に基づ

き、自らの責任において適正な維持管理を行うこと。

(2) 飲用井戸が汚染されたとき、又はそのおそれがあるときは、速やかに市長に連絡すること。

(3) 給水する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、市長に連絡するとともに、次の措置を講ずること。

ア 利用者に対し、給水を停止した理由の説明を速やかに行い、理解と協力を求めること。

イ 汚染原因の調査及び除去を速やかに行うこと。

ウ 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行い、飲用水の安全性を確認してから給水を再開すること。

(自家用受水槽水道の自主管理基準等)

第5条 市長は、自家用受水槽水道の設置者等に対し、次の各号に掲げる事項について指導するものとする。

(1) 受水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うよう努めること。

(2) 有害物、汚水等による水の汚染を防止するために受水槽の点検その他必要な措置を講ずるよう努めること。

(3) 給水栓における水の色、濁り、におい、味その他の状態により供給する水に異常を認められた時は、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うよう努めること。

(設置後の報告)

第6条 市長は、業務用飲用井戸の設置者等の協力を求め、飲用井戸等を設置した場合は給水を開始した旨、変更した場合並びに廃止した場合はその旨の報告を受けるものとする。

(汚染が判明した場合の措置)

第7条 市長は、設置者等から連絡を受けた場合又は飲用井戸等の汚染を発見した場合は、相模原市飲料水に係る健康被害対策要綱(平成26年4月1日施行)に基づき速やかに措置を講ずるものとする。

(啓発)

第8条 市長は、設置者等へ自主管理基準を周知するため、ホームページ等を活用するなど市域全体における広報活動を行い、飲用井戸等の衛生確保に係る啓発に努める。

2 市長は、通常の巡回指導、各種届出、許可申請、水質検査依頼、講習会その他機会あるごとに設置者等へ自主管理基準の遵守についての啓発に努める。

(説明等)

第9条 市長は、設置者の同意のもと、必要に応じて説明及び資料の提出を求め、

又は水道施設に立ち入ることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表

飲用井戸自主管理基準

	業務用飲用井戸	個人用飲用井戸
給水開始前の全項目水質検査( 1 )	給水開始前に、給水栓における全項目水質検査を行い、検査結果を保存する。ただし、同表の上欄に掲げる事項に関する検査の一部を行う必要がないことが明らかである場合は、当該事項に関する検査を省略することができる。	給水開始前に、給水栓における全項目水質検査を行い、検査結果を保存する。ただし、同表の上欄に掲げる事項に関する検査の一部を行う必要がないことが明らかである場合は、当該事項に関する検査を省略することができる。
塩素消毒	地下水等の水質検査の結果から判断して、必要に応じて塩素消毒を行う。	地下水等の水質検査の結果から判断して、必要に応じて塩素消毒を行うことが望ましい。
清潔の保持	<p>飲用井戸には、必要に応じて、柵の設置又は施錠等人及び動物が施設に立ち入って地下水等を汚染するのを防止するための措置を講ずる。</p> <p>飲用井戸の構造(井筒、ケーシング、ポンプ、吸水管、弁類、管類、井戸のふた、水槽等)並びに井戸周辺の清潔保持等について定期的に点検を行い、汚染源に対する防護措置を講ずる。</p> <p>飲用井戸の清掃等を行って常に清潔にし、地下水等の汚染防止に努める。</p> <p>クリプトスポリジウム等の病原生物による汚染を防止するため、水源の種類に応じて、病原生物を適正に除去する装置、ろ過設備を設置する等必要な措置を講ずるよう努め</p>	<p>飲用井戸には、必要に応じて、柵の設置又は施錠等人及び動物が施設に立ち入って地下水等を汚染するのを防止するための措置を講ずることが望ましい。</p> <p>飲用井戸の構造(井筒、ケーシング、ポンプ、吸水管、弁類、管類、井戸のふた、水槽等)並びに井戸周辺の清潔保持等について定期的に点検を行い、汚染源に対する防護措置を講ずることが望ましい。</p> <p>飲用井戸の清掃等を行って常に清潔にし、地下水等の汚染防止策を講ずることが望ましい。</p> <p>クリプトスポリジウム等の病原生物による汚染を防止するため、水源の種類に応じて、病原生物を適正に除去す</p>

	<p>る。</p> <p>受水槽を設けている場合は、受水槽の清掃を1年以内に1回実施する。</p>	<p>る装置、ろ過設備を設置する等必要な措置を講ずることが望ましい。</p> <p>受水槽を設けている場合は、受水槽の清掃を1年以内に1回実施することが望ましい。</p>
簡易水質検査	<p>給水栓における水の色、濁り、臭い、味の異常の有無に関する検査を随時行う。</p> <p>塩素消毒を行っている場合は、給水栓における遊離残留塩素の濃度が0.1mg/L以上(結合残留塩素の場合は、0.4mg/L以上)の確認を必要に応じて行う。</p>	<p>給水栓における水の色、濁り、臭い、味の異常の有無に関する検査を随時行う。</p> <p>塩素消毒を行っている場合は、給水栓における遊離残留塩素の濃度が0.1mg/L以上(結合残留塩素の場合は、0.4mg/L以上)の確認を必要に応じて行うことが望ましい。</p>
定期水質検査(2)並びに臨時水質検査(3)	<p>給水栓における定期水質検査を、1年以内に1回行う。</p> <p>給水栓における水に異常を認めたときは、臨時水質検査を速やかに行う。</p>	<p>給水栓における定期水質検査を、1年以内に1回行うことが望ましい。</p> <p>給水栓における水に異常を認めたときは、臨時水質検査を速やかに行う。</p>
クリプトスポリジウム指標菌検査等	<p>「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」(平成19年3月30日健水発第0330005号各都道府県・政令市・特別区水道行政担当部(局)長あて厚生労働省健康局水道課長通知別添)により汚染の恐れレベルに応じた頻度で行う。</p>	<p>「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」(平成19年3月30日健水発第0330005号各都道府県・政令市・特別区水道行政担当部(局)長あて厚生労働省健康局水道課長通知別添)により汚染の恐れレベルに応じた頻度で行うことが望ましい。</p>
利用者へ周知	<p>利用者に対し当該井戸の情報(塩素消毒の有無、水源情報等)を掲示等により周知する。</p>	

1 「全項目水質検査」とは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項(以下「水質基準項目」という。)についての

検査をいう。

2 「定期水質検査」とは、水質基準項目のうち一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンその他周辺の水質検査結果から判断して特に必要となる事項についての検査をいう。

3 「臨時水質検査」とは、飲用井戸から給水される水に異常を認めるとき、臨時に行う水質基準項目のうち必要な事項についての検査をいう。